

## 平成28年度12月補正予算債務負担行為の概要

事 業 名	担 当 課
町内集会所建設等補助金	協働推進課

[単位:千円]

限 度 額	期 間	財 源 内 訳				
		国	県	起 債	そ の 他	一 般 財 源
4,320	平成 28 年 ~ 29 年度					4,320

### [事業の目的]

町内会のコミュニティの場である集会所の建設や改修等に対して助成することにより、地域コミュニティの醸成を図ることで、地域の活性化を促進する。

本市が施工する公共事業の予定地に集会所が立地しており、町内会が集会所を早期に移転する必要があるため。

### [事業の内容]

コミュニティ活動の拠点施設の整備を通じて地域活性化を図るため、集会所の新築事業に対して補助金の交付を行う。

- ・補助対象事業費 12,960,000円
- ・補助率 1/3(上限 10,000,000円)
- ・補助額 4,320,000円
- ・事業実施予定期間 平成29年1月下旬～平成29年6月中旬
- ・補助金支払予定時期 平成29年4月(概算払)

### [これまでの関連する取組み]

事業実績(過去3年)

- ・平成25年度 18,052千円(新築2件、改築等14件、賃借2件、計18町内会)
- ・平成26年度 29,804千円(新築4件、改築等8件、賃借2件、計14町内会)
- ・平成27年度 47,863千円(新築5件、改築等17件、賃借2件、計24町内会)

### [今後の取組み]

12月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。

1. 補助金の交付決定(1月中旬)
2. 町内会集会所新築事業着手(1月下旬)
3. 補助金概算払(4月中旬)
4. 町内会集会所新築事業完了、実績報告(6月中旬)
5. 完成検査の実施 補助金額の確定(6月下旬)